

## 千代田区入札監視委員会傍聴要領

### (目的)

第1条 この要領は、千代田区入札監視委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開始時刻 30 分前から 15 分前までの間に傍聴受付簿（第1号様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴の許可は受付順とする。ただし、千代田区入札監視委員会委員長（以下「委員長」という。）は、申込者の数が第4条の定員を超えるおそれがある場合で特に必要があると認めるときは、あらかじめ抽選等によることができる。

### (傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
- (2) ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### (傍聴人の定員等)

第4条 傍聴人の定員は、原則として 10 名とする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときはこれを増減することができる。

### (禁止行為)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
- (3) 飲食すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

### (撮影、録音等の許可)

第6条 傍聴人は、傍聴席において撮影又は録音等を行おうとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

### (傍聴人の退場)

第7条 委員長は、会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

2 委員長は、傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずるこ

とができる。

- 3 傍聴人は、前2項の規定により委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年3月26日から施行する。

第1号様式

平成 年 第 回 入札監視委員会

傍聴受付簿

	住所	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		